

令和6年度～令和8年度「航空機の耐空性の認証に係る技術支援」の  
契約希望者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部経理部長

澤田和広

令和6年度～令和8年度「航空機の耐空性の認証に係る技術支援」の契約について公募を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

1 調達品目等

令和6年度～令和8年度「航空機の耐空性の認証に係る技術支援」

2 応募希望者の資格

次に掲げる事項のすべてに該当することとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (8) 航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）及び欧州防衛庁が定める要件に対応した耐空性の認証に必要な手続きができること。
- (9) 航空機の設計、製造及び維持に関する耐空性の認証について知見を有していること。
  - なお、耐空性の認証のうち、設計については、次の実績を有すること。
  - ア 型式証明基準の作成
  - イ 型式証明計画の作成
  - ウ 航空機の開発保証プロセス（SAE ARP4754/4761）
  - エ 構成品の開発保証プロセス（RTCA DO-178/DO-254/DO-297）
- (10) 本事業の遂行に必要な技術資料が利用できること。
- (11) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる体制、工程管理及び保全管理ができること。
- (12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (13) 本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて第8号から第12号の項目を満たすこと。

### 3 応募希望申請

応募希望者は、別紙様式の「応募希望申請書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）の提出をお願いします。

- (1) 資格審査結果通知書（写）
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

### 4 技術資料

次に示す資料の提出をお願いします。

- (1) 過去5年間における最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。  
実績がない場合は省略可。）
- (2) 第2項第8号から第12号について確認ができる資料
- (3) 第2項第8号から第12号に規定する技術力、体制等を証明する書類
- (4) 本事業に転活用可能で、価格低減を図れるような社内資産を有する場合は、  
それらを確認できる資料
- (5) 下請企業に業務の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表  
ただし、前年度以降に同一の資料を提出し、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更がある場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料の提出をもって、第1号から第4号に示す資料を省略することができます。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができます。

## 5 応募希望申請書及び技術資料の提出

- (1) 提出先  
海上自衛隊補給本部経理部契約課審査係  
〒114-8565  
東京都北区十条台一丁目5-70  
03-3908-5121（内線5636、5637）
- (2) 提出期間  
令和6年8月6日（火）～令和6年8月27日（火）  
なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができます。  
ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがあります。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送  
持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 提出部数  
応募希望申請書等2部  
技術資料2部  
（第3項第2号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類を提出する場合は1部）

## 6 技術資料の審査等

提出いただいた技術資料について補足の説明が必要又は追加資料の提出が必要と判断される場合、ご協力をお願いすることがあります。

## 7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募希望者に通知します。

## 8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある応募希望者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができます。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に対して書面で回答します。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に書面で回答します。

## 9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募希望者は、次の各号について同意した上で応募をお願いします。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがあります。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募希望者の負担となります。

オ 提出資料は、原則として返却しません。

カ 提出書類は、他の目的に使用しません。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編み等は必要ありません。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部経理部契約課審査係に行うことができます。

添付書類：別紙様式

別紙様式

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部経理部長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

応 募 希 望 申 請 書

件 名：令和6年度～令和8年度「航空機の耐空性の認証に係る技術支援」  
公示番号：補本公示06-3第21号

添付書類：1 資格審査結果通知書  
2 技術資料一式